

議案第71号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成29年12月21日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和38年守口市条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条から第19条の3まで 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の85</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の40</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3及び4 略</p> <p>第21条から第29条まで 略</p> <p>附 則</p> <p>1から27まで 略</p> <p>28 附則第25項の規定が適用される間、第20条第2項第1</p>	<p>第1条から第19条の3まで 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3及び4 略</p> <p>第21条から第29条まで 略</p> <p>附 則</p> <p>1から27まで 略</p> <p>28 附則第25項の規定が適用される間、第20条第2項第1</p>

号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第 25 項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に 100 分の 1.275 を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に 100 分の 85 を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

別表第 1（第 4 条関係）

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
1		141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300
2		142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700
3		143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200
4		145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600
5		146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500
6		147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800
7		148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900
8		149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100
9		150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100
10		151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200
11		153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300

号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第 25 項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に 100 分の 1.425 を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に 100 分の 95 を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

別表第 1（第 4 条関係）

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
1		142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700
2		143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100
3		144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600
4		146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000
5		147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900
6		148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200
7		149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300
8		150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500
9		151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500
10		152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600
11		154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700

12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400
13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100
14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900
15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900
16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900
17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800
18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600
19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400
20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100
21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900
22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400
23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800
24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300
25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700
26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000
27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300
28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500
29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500
30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200

12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800
13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500
14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300
15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300
16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300
17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200
18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000
19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800
20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500
21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300
22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800
23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200
24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700
25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100
26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400
27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700
28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900
29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900
30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600
31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400
32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100
33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800
34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600

35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500
37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200	
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600	
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300	
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800	
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200	
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600	
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000	
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400	
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800	
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200	
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500	
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800	

35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300
36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900
37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400
38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000
39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	465,600
40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	466,200
41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	466,700
42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600	467,200
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	467,600
44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000	467,900
45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800	468,200
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600	
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000	
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700	
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200	
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600	
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000	
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400	
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800	
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200	
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600	
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900	
57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200	

58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200	
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500	
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800	
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100	
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300		
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600		
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900		
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200		
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500		
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800		
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100		
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300		
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600		
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900		
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200		
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400		
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700		
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000		
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200		
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400		
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700		
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000		
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200		

58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600	
59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900	
60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200	
61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500	
62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700		
63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000		
64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300		
65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600		
66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900		
67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200		
68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500		
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700		
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000		
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300		
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600		
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800		
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100		
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400		
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600		
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800		
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100		
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400		
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600		

81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400		
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700		
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000		
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200		
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400		
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500			
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800			
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000			
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200			
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500			
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800			
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000			
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200			
94		294,000	341,800					
95		294,400	342,300					
96		294,800	342,700					
97		295,000	342,800					
98		295,300	343,300					
99		295,700	343,700					
100		296,100	344,000					
101		296,300	344,300					
102		296,600	344,700					
103		297,000	345,100					

81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800		
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100		
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400		
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600		
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800		
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900			
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200			
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400			
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600			
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900			
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200			
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400			
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600			
94		294,400	342,200					
95		294,800	342,700					
96		295,200	343,100					
97		295,400	343,200					
98		295,700	343,700					
99		296,100	344,100					
100		296,500	344,400					
101		296,700	344,700					
102		297,000	345,100					
103		297,400	345,500					

職員	職員
以下 略	以下 略

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条から第19条の3まで 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u>を乗じて得た額の総額</p> <p><u>3 第19条第4項及び第5項の規定は、前項の勤勉手当基礎額について準用する。</u></p> <p>4 略</p>	<p>第1条から第19条の3まで 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の90</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の42.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p><u>3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。</u></p> <p><u>4 第19条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。</u></p> <p><u>5 略</u></p>

以下 略

以下 略

(守口市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 守口市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年守口市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条から第4条まで 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の207.5、12月に支給する場合においては<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで 略</p>	<p>第1条から第4条まで 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の207.5、12月に支給する場合においては<u>100分の232.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで 略</p>

以下 略

以下 略

第4条 守口市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条から第4条まで 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には<u>100分の207.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の232.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条から第4条まで 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には<u>100分の212.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p>以下 略</p>

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年守口市条例第80号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条及び第2条 略</p> <p>(その他の給与)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 期末手当の額は、6月1日又は12月1日(以下この項においてこれらの日を「基準日」という。)現在(基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した場合においては、退職し、又は死亡した日現在)において特別職の職員が受けるべき給料及び地域手当の月額並びにこれらの合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の207.5、12月に支給する場合には<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条及び第2条 略</p> <p>(その他の給与)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 期末手当の額は、6月1日又は12月1日(以下この項においてこれらの日を「基準日」という。)現在(基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した場合においては、退職し、又は死亡した日現在)において特別職の職員が受けるべき給料及び地域手当の月額並びにこれらの合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の207.5、12月に支給する場合には<u>100分の232.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。</p> <p>以下 略</p>

第6条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

第1条及び第2条 略

(その他の給与)

第3条 略

2 略

3 期末手当の額は、6月1日又は12月1日(以下この項においてこれらの日を「基準日」という。)現在(基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した場合においては、退職し、又は死亡した日現在)において特別職の職員が受けるべき給料及び地域手当の月額並びにこれらの合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の207.5、12月に支給する場合には100分の232.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。

以下 略

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第7条 職員の退職手当に関する条例(昭和38年守口市条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第1条から第20条まで 略	第1条から第20条まで 略

第1条及び第2条 略

(その他の給与)

第3条 略

2 略

3 期末手当の額は、6月1日又は12月1日(以下この項においてこれらの日を「基準日」という。)現在(基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した場合においては、退職し、又は死亡した日現在)において特別職の職員が受けるべき給料及び地域手当の月額並びにこれらの合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の212.5、12月に支給する場合には100分の227.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。

以下 略

附 則

1 から 4 まで 略

5 略

- (1) 35年以下の期間勤続して退職した者 第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ 100分の87 を乗じて得た額。この場合において、第7条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第5項第1号」とする。

(2)から(4)まで 略

以下 略

附 則

1 から 4 まで 略

5 略

- (1) 35年以下の期間勤続して退職した者 第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ 100分の83.7 を乗じて得た額。この場合において、第7条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第5項第1号」とする。

(2)から(4)まで 略

以下 略

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第8条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年守口市条例第32号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以降に退職することにより、この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の</p>	<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以降に退職することにより、この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の</p>

支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額又は職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年守口市条例第27号)附則第6項若しくは第7項の規定による給料を支給される職員については、当該給料月額と同条例附則第6項若しくは第7項の規定により支給する給料の額との合計額(以下「給料合計額」という。)を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条から第5条の2まで、第7条並びに附則第6項及び第7項の規定により計算した額にそれぞれ100分の87(旧条例第4条(傷病又は死亡によらずその者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。))又は第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が20年以上である者(その者の勤続期間が35年を超える場合は、35年とする。)にあつては、104分の87)を乗じて得た額が、新条例第2条の3から第5条の3まで、第7条から第7条の5まで並びに附則第5項及び第6項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額又は職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年守口市条例第27号)附則第6項若しくは第7項の規定による給料を支給される職員については、当該給料月額と同条例附則第6項若しくは第7項の規定により支給する給料の額との合計額(以下「給料合計額」という。)を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条から第5条の2まで、第7条並びに附則第6項及び第7項の規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7(旧条例第4条(傷病又は死亡によらずその者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。))又は第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が20年以上である者(その者の勤続期間が35年を超える場合は、35年とする。)にあつては、104分の83.7)を乗じて得た額が、新条例第2条の3から第5条の3まで、第7条から第7条の5まで並びに附則第5項及び第6項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条及び第8条の規定は平成30年1月1日から、第2条、第4条及び第6条の規定は平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（職員の給与に関する条例（以下「職員給与条例」という。）第20条第2項及び附則第28項の改正規定を除く。附則第4項において同じ。）による改正後の職員給与条例の規定は、平成29年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定（職員給与条例第20条第2項及び附則第28項の改正規定に限る。附則第5項において同じ。）による改正後の職員給与条例、第3条の規定による改正後の守口市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）及び第5条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）の規定は、平成29年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 4 第1条の規定による改正前の職員給与条例の規定に基づいて、平成29年4月1日以後の分として支給を受けた給与は、第1条の規定による改正後の職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(勤勉手当の内払)

- 5 第1条の規定による改正前の職員給与条例の規定に基づいて、平成29年12月に支給する勤勉手当は、第1条の規定による改正後の職員給与条例の規定による勤勉手当の内払とみなす。

(期末手当の内払)

- 6 第3条の規定による改正前の守口市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例又は第5条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて、平成29年12月に支給する期末手当は、それぞれ改正後の議員報酬条例又は改正後の特別職給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(教育長等に対する準用)

- 7 附則第3項及び前項の規定は、守口市教育委員会の教育長の給与等に関する条例（昭和27年守口市条例第93号）及び守口市水道事業管理者の給与に関する条例（昭和46年守口市条例第33号）の規定により平成29年12月に支給する期末手当について準用する。

(委任事項)

8 附則第4項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。